**笠岡市公共工事中間前金払について**

契約締結時は中間前金払の対象外であった工事が，変更契約後対象となる要件（請負代金1,000万円以上，工期120日を超える等）を満たした場合の取扱いについて

１　原則

契約締結時の要件で判断し，変更契約は考慮しない。

繰越明許費の場合は対象外。

２　補助対象工事

国又は岡山県へ中間前金払が可能かどうかを確認する。

可能であれば中間前金払を行う。

３　災害復旧（応急復旧）工事

「２補助対象工事」ではない場合，中間前金払の対象とする。

**優先順位１から３の順で適応する。**

**【笠岡市で災害が多数発生した場合】**

上記２，３に該当しない工事

災害が多数発生し，災害対応のために，対象工事の起工が遅れた場合や災害対応で対象工事が中断し工期が延びた場合には，中間前金払の対象とする。